

○堺市立南図書館ホール使用料規則

昭和58年6月25日

規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市立図書館条例(昭和56年条例第25号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、堺市立南図書館のホール(以下「ホール」という。)の使用料について必要な事項を定める。

(使用料等)

第2条 条例第4条第2項の使用料は、別表のとおりとする。

2 市長は、条例第4条第1項後段の規定による使用許可の変更の承認があったときは、既納の使用料を変更後の使用許可に係る使用料(以下「変更後の使用料」という。)の全部又は一部に充てることができる。この場合において、既納の使用料に残額が生じたときは当該残額は還付しないものとし、変更後の使用料に不足額が生じたときは当該不足額を直ちに使用者に追加納付させるものとする。

3 前項後段の規定にかかわらず、堺市立南図書館ホール管理運営規則(昭和58年教育委員会規則第13号。以下「管理規則」という。)第8条第3項の規定により使用許可の変更をした場合において、既納の使用料に残額が生じたときは、当該残額を還付するものとする。

(使用料の減免)

第3条 条例第4条第3項の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその減免額は、次のとおりとする。

- (1) 本市が主催する行事のために使用するとき。 全額
- (2) 公共的団体がその目的のために使用するとき。 半額
- (3) 社会教育関係団体がその目的のために使用するとき。 半額

2 条例第4条第3項の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、堺市立南図書館ホール使用料減免申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。この場合において、市長が必要と認めるときは、減額又は免除に関し参考となる書類を添付させることができる。

(使用料の還付)

第4条 条例第4条第4項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその還付額は、次のとおりとする。ただし、管理規則第8条第2項の規定により使用許可

の変更の承認をした場合は、第2号の規定は適用しない。

- (1) 天災地変その他使用者の責めに帰すことのできない理由により使用できなくなったとき。 既納の使用料の全額
- (2) 使用しようとする日前7日までに使用の取消しを申し出て、その理由が認められたとき。 既納の使用料の半額

2 使用料の還付を受けようとする者は、堺市立南図書館ホール使用料還付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（施設予約システムを使用する場合の特例）

第5条 市長は、施設予約システム（公の施設の使用の申請及び許可、その使用料等の納付その他公の施設の使用等に係る手続等について、市長が指定する電子計算機を利用して処理する体系をいう。）を用いてホールの使用料の納付等に係る手続等を行わせる場合において、この規則の規定により難いと認めるときは、当該施設予約システムを用いたホールの使用料の納付等に係る手続等について別に定めることができる。

（委任）

第6条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

別表（第2条関係）

1 基本料金

区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時 まで	午後6時から 午後9時 まで	午前9時から 午後5時 まで	午後1時から 午後9時 まで	午前9時から 午後9時 まで
ホール	6,000円	8,000円	6,000円	16,000円	16,000円	24,000円

備考 使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間について、1時間当たり2,000円を追加徴収する。

2 冷暖房を使用するとき、当該使用区分に係る基本料金の4割を加算する。